

## 社会信用体系建立及对企业的影響

中国正在推进建设社会信用体系，以求提高全社会的诚信意识和信用水平。2020 年 01 月 01 日开始，外商投资信息报告系统公示平台与信用信息系统、各部门的信息共享，可能是外商投资领域社会信用体系建设的一环，引起了企业对社会信用体系的关注。

### ■ 社会信用体系的概况

中国的社会信用体系以健全覆盖社会成员的信用记录和信用基础设施网络为基础，以信用信息合规应用和信用服务体系为支撑，以守信激励和失信约束为奖惩机制，目的是提高全社会的诚信意识和信用水平。

社会信用体系建设正式始于 2014 年 06 月 14 日，国务院发布《[社会信用体系建设规划纲要（2014-2020 年）](#)》（国发[2014]21 号，下称《规划纲要》），提出要健全信用法律法规和标准体系、形成覆盖全社会的征信系统。《规划纲要》将社会信用体系的主要内容概括为政务诚信、商务诚信、社会诚信和司法公信。

与此前中国人民银行征信中心管理的[企业和个人征信系统](#)<sup>1</sup>相比，社会信用体系的信用评价并不局限于金融领域，而是包括了政府监管的其他领域，如税务、海关、反腐败、食品安全、环境保护和合同履行等等。

总的来说，中国的社会信用体系是一个覆盖面十分广泛的体系，目前尚未建立完全，但现存的制度已然对企业和个人产生了重大的影响。

### ■ 社会信用体系的现状

中国的社会信用体系建设目前处于不断完善的过程之中，除了贷款方、赊销方、招标方、出租方、保险方等在交易前十分重视的企业和个人征信系统外，对失信人的联合惩戒是社会信用体系迄今为止极具威慑力与打击性的手段之一。联合惩戒起初是

## 社会信用システムの構築及び企業への影響

中国では、社会全体の誠実性及び信頼性の意識と信用水準を向上させる目的で、社会信用システムの構築が進められている。2020 年 1 月 1 日より、外商投資情報報告システム公示プラットフォームと信用情報システム、各部門との情報共有が始まったことを受け、外商投資分野における社会信用システム構築の一環であるのではないかと思われ、企業は社会信用システムに注目し始めた。

### ■ 社会信用システムの概況

中国の社会信用システムは、社会構成員の信用ファイル及び信用インフラネットワークを健全に網羅することをベースとし、信用情報の合法的な活用及び信用サービスシステムを柱に、信用遵守を奨励し信用失墜は拘束するという賞罰メカニズムをもって、社会全体の誠実性と信頼性の意識と信用水準を向上させようというものである。

社会信用システムの構築は 2014 年 6 月 14 日から正式に始まり、国务院は、「[社会信用システム構築計画概要（2014-2020 年）](#)」（国発[2014]21 号。以下「計画概要」という）を公布し、信用法律法規及び標準システムを健全化させ、社会全体を網羅した信用情報システムを構築することを提起している。「計画概要」では、社会信用システムの主な内容を、公務の誠実、商業の誠実、社会誠実及び司法の信頼性にまとめている。

従来の中国人民銀行与信情報センターで管理されていた[企業及び個人信用情報システム](#)<sup>1</sup>と比べると、社会信用システムの信用評価は、金融分野だけに限られるものではなく、政府によって監督管理されるその他の分野（例えば、税務、税関、腐敗防止、食品安全、環境保護及び契約履行等）も網羅されている。

総じていえば、中国の社会信用システムは、十分且つ広範な範囲を網羅するシステムであり、現時点でもまだ構築は完成していないのだが、既存の制度だけでも、すでに企業及び個人に重大な影響をもたらすものになっている。

### ■ 社会信用システムの現状

中国の社会信用システムの構築は、現在、絶えず整備が進められており、貸付金の提供者、売掛債権者、入札募集者、賃貸主、保険会社等が取引前に非常に重視している企業及び個人の与信情報システムを除き、信用失墜者に対する共同制裁が、社会信用システ

<sup>1</sup> 以银行信贷信息为核心，接入了商业银行、农村信用社、信托公司、财务公司、汽车金融公司、小额贷款公司等各类放贷机构，形成了以企业和个人信用报告为核心的征信产品体系。

<sup>1</sup> 銀行における信用貸付情報を中心とし、商業銀行、農村信用社、信託会社、財務会社、自動車金融会社、小口融資会社といった各種の融資機構に接続し、企業・個人信用情報報告書を中核とした信用情報商品システムが構築できている。

为了解决法院“执行难”问题，由司法机关与行政机关联合实施的惩戒失信被执行人的措施，后来逐渐将惩戒对象扩张到失信被执行人之外，对在单一领域出现严重失信行为的失信人，行政机关在不同领域联合进行惩戒，形成“一处失信，处处受限”的约束机制。

## 一、失信被执行人名单制度

2008年至2012年执行终结的被执行人有财产的案件中，70%以上的被执行人存在逃避、规避甚至暴力抗拒执行的行为，自动履行的不到30%（[数据来源：中国网](#)）。为促进解决“执行难”的问题，2013年11月14日，最高人民法院执行局与中国人民银行征信中心签署合作备忘录，共同明确失信被执行人名单信息纳入征信系统相关工作操作规程。而后，2014年01月16日，最高人民法院、中国银监会等8部门共同签署了《“构建诚信、惩戒失信”合作备忘录》（文明办[2014]4号），通过由法院向各部门推送失信被执行人名单的方式，各部门联合对失信被执行人进行惩戒，实施限制高消费等惩戒措施。2016年01月20日，中央44部门共同签署《关于对失信被执行人实施联合惩戒的合作备忘录》（发改财金[2016]141号），进一步加强各部门之间的信息共享，增设了多项惩戒措施。

对企业而言，被列入失信被执行人名单，除了会对企业自身的经营产生重大影响外，企业的法定代表人、主要负责人、影响债务履行的直接责任人员、实际控制人等的行为也可能受到极大限制，如被限制乘坐飞机、高铁等交通工具，限制在星级以上宾馆、高尔夫球场等场所进行高消费，限制子女就读高收费私立学校等。自中国实施失信被执行人名单制度以来，截至2019年06月底，全国法院累计发布失信被执行人名单1443万人次，累计限制购买飞机票2682万人次，限制购买动车高铁票596万人次，437万失信被执行人慑于信用惩戒主动履行法律义务（[数据来源：信用中国](#)），足以体现该制度的威慑力度之大。

## 二、联合惩戒对象名单制度

2016年05月30日，国务院发布《关于建立完善守信联合激励和失信联合惩戒制度加快推进社会诚信建设的指导意见》（国发[2016]33号），将联合惩戒的适用对象正式扩张到最高人民法院确定的失信被执行人之外，该指导意见强调要不断完善联合惩戒对象名单制度，规范各领域黑名单产生和发

ムにおいて、これまでのところ、抑止力と撲滅効果が最も高い手段の一つである。共同制裁は当初、裁判所の「執行難」という問題を解決するために、司法機関と行政機関との共同実施による、信用失墜被執行人に対する制裁措置であり、後に、制裁対象は徐々に信用失墜被執行人以外の者にまで拡大され、1つの分野で重大な信用失墜行為があった信用失墜者に対して、行政機関は異なる分野において共同制裁を行い、「一度、信用を失墜してしまうと、至るところで制限を受ける」という拘束体制が形成される。

## 一、信用失墜被執行人名簿制度

2008年から2012年までの間に執行終結済みの、被執行人が財産を保有している事案中、70%以上の被執行人には、執行を逃避、回避し、ひいては暴力をもって執行を拒んだ行為があり、自主的に履行したケースは30%（[データ出典：中国ネット](#)）にも達していなかった。「執行難」という問題の解決を促すために、2013年11月14日、最高人民法院執行局と中国人民銀行と情報センターは提携覚書を締結し、信用失墜被執行人名簿の情報を信用情報システムの係る業務取扱規程に組み込むことを共同で明らかにした。その後、2014年1月16日、最高人民法院、中国銀行業監督管理委員会等8部門が「『誠実性と信用を構築し、信用失墜を制裁』する提携覚書」（文明弁[2014]4号）に連署し、裁判所を経由して、信用失墜被執行人名簿を各部門に回すことで、各部門が信用失墜被執行人を共同で制裁し、高額消費を制限する等の制裁措置を講じるとしている。2016年1月20日、中央44部門が「信用失墜被執行人に対する共同制裁の実施に関する提携覚書」（发改財金[2016]141号）に連署し、各部門間の情報共有をさらに強化し、複数の制裁措置を追加した。

企業にとって、信用失墜被執行人名簿に収載されることは、企業自身の経営に重大な影響をもたらすほか、企業の法定代表人、主要責任者、債務履行に影響を及ぼす直接の責任者、実質的支配者等の行為もかなり大きな制限を受けることになると見られている。例えば、飛行機、高速鉄道等の交通機関の利用、星の数でランク付けされているホテルやゴルフ場等の場所での高額な消費、学費が高額な私立学校に子女を通わせることなどが制限されている。中国において信用失墜被執行人名簿制度が実施されてから、2019年6月末時点で、全国の裁判所において累計延べ1443万人が信用失墜被執行人名簿に収載されたことが公表され、航空券の購買が制限された者は延べ2682万人、高速鉄道乗車券の購買が制限された者は延べ596万人、437万人の信用失墜被執行人が信用制裁を畏れて法律義務（[データ出典：信用中国](#)）を自主的に履行しており、当該制度による抑止力の大きさを十分に体現している。

## 二、共同制裁対象名簿制度

2016年5月30日、国务院が「信用行為の共同インセンティブ・信用失墜行為の共同制裁制度を整備し、社会的信用誠実体制の構築を加速させることに関する指導意見」（国発[2016]33号）が公表し、共同制裁の適用対象が最高人民法院により確定される信用失墜被執行人以外にも正式に拡大された。当該指導意見

布行为，建立健全退出机制。本指导意见发布后，截至 2019 年 08 月底，各部门共签署 51 个联合奖惩备忘录，其中，联合惩戒备忘录 43 个，联合激励备忘录 5 个，既包括联合激励又包括联合惩戒的备忘录 3 个（[数据来源：信用中国](#)）。这就意味着，一个企业如果多次实施专利侵权行为，不仅会受到知识产权部门的处罚，也可能被财政部门限制参与政府采购活动，被外汇部门在收付汇上进行限制等等。

联合惩戒名单制度建立以来，虽然各部门积极签订备忘录推行联合惩戒，取得了一定的成果，但也出现了管理制度缺位，退出机制不明确，缺乏信用修复途径等问题。近两年为了解决这些问题，各部委先后制定了各自管辖领域内的联合惩戒对象名单管理办法，如商务部于 2019 年 07 月 17 日发布的《[商务信用联合惩戒对象名单管理办法](#)》，知识产权局于 2019 年 10 月 16 日发布的《[专利领域严重失信联合惩戒对象名单管理办法（试行）](#)》等。这些管理办法完善了联合惩戒名单的管理细则，对将严重失信主体列入名单、实施联合惩戒、移出名单以及开展信用修复等程序规定了可操作的具体步骤和期限要求，有助于推动各备忘录的落地实施，保障了联合惩戒名单制度的稳定施行。

## ■ 社会信用体系的发展重心

2019 年 07 月 09 日，国务院办公厅发布《[关于加快推进社会信用体系建设构建以信用为基础的新型监管机制的指导意见](#)》（国办发[2019]35 号，下称《指导意见》），明晰了国家的信用体系建设布局，结合《指导意见》及相关法律法规和实践中政府的动态，我们可以推测社会信用体系的发展重心。

### 一、市场主体信用记录的全面建立

目前，中国正式投入使用社会信用数据平台包括全国信用信息共享平台、信用中国、国家企业信用信息公示系统、企业和个人征信系统、私营信用信息平台（如天眼查、启信宝等）等。目前，各平台的数据类别存在差异，中国政府计划通过行政机关主动记录搜集、市场主体自愿申报登记、与第三方机构交流共享等方式，整合形成完整的市场主体信用记录，并向社会公开。

执法机关管理的市场主体信用信息不同步是造成失信联合惩戒对象名单管理缺陷的重要原因之

一、共同制裁对象名簿制度は絶えず整備され、各分野におけるブラックリストの発生及びその公開を規範化し、健全な撤退体制を確立している。本指導意見の公布日から 2019 年 8 月末までの間に、各部門が 51 の共同奨励・制裁覚書に連署した。具体的には、共同制裁覚書 43 部、共同インセンティブ覚書 5 部、並びに共同インセンティブ及び共同制裁の両方が含まれる覚書 3 部（[データ出典：信用中国](#)）である。つまり、一つの企業が複数回にわたって特許権侵害行為を行った場合、知的財産権部門から処罰されるだけでなく、財政部門からも政府調達への参加が制限され、外貨部門からも外貨での決済に制限をかけられるおそれがある。

共同制裁名簿制度が構築されてからは、各部門が積極的に覚書を締結し、共同制裁を推進し、一定の成果を上げたが、管理制度の不備、撤退システムの不明瞭性、信用挽回ルートの欠如といった問題も生じている。ここ 2 年で、これらの問題を解決するために、各部門・委員会は各自の管轄分野における共同制裁対象名簿管理弁法を相前後して制定した。例えば、商務部が 2019 年 7 月 17 日に公布した「[商務信用共同制裁対象名簿管理弁法](#)」、知的財産権局が 2019 年 10 月 16 日に公布した「[特許分野における重大な信用失墜共同制裁対象名簿管理弁法（試行）](#)」等が挙げられる。これらの管理弁法は、共同制裁名簿の管理細則を整備し、重大な信用失墜主体の名簿への収載、共同制裁の実施、名簿からの削除及び信用挽回等の手続きについて、実行可能な具体的手順や期限の要求が定められているため、各覚書を着実に推し進めるうえでは有益であり、共同制裁名簿制度が安定して実施されるよう確保することができる。

## ■ 社会信用システムの発展の重心

2019 年 7 月 9 日、國務院弁公庁が「[社会信用システム構築の推進を急ぎ、信用をベースとした新型の監督管理体制を構築することに関する指導意見](#)」（国弁発[2019]35 号、以下「指導意見」という）を公布し、国家信用システム構築の位置づけを明らかにしたことで、「指導意見」及び関連する法律法規、並びに運用上の政府の動向を踏まえると、社会信用システムの発展の重心を予測することができる。

### 一、企業の信用ファイルの全面的構築

現在、中国で正式に使用に投入されている社会信用データプラットフォームには、全国信用情報共有プラットフォーム、信用中国、国家企業信用情報公示システム、企業及び個人信用情報システム、民営の信用情報プラットフォーム（例えば、天眼查、啓信宝等）等が含まれる。現在、各プラットフォームにおけるデータ分類に相違はあるが、中国政府は行政機関による主動的な記録・収集、企業による任意の申告登記、第三者機構との交流・共有等の方式を通じて、整合性のとれた、完全な企業信用ファイルに統合させ、且つこれを社会に向けて公開する予定である。

法執行機関で管理される企業の信用情報が同時更新されなければ、信用失墜共同制裁対象名簿管理に



一。全面建立市场主体信用记录，一方面，能够实现失信联合惩戒对象名单进出有序，避免执法部门将惩戒对象移出目录后，其他部门仍对其进行联合惩戒；另一方面，也意味着市场主体在某一领域出现严重失信行为的时候，该信用信息也会快速被其他执法机关掌握，在其他领域也可能很快受到相应的限制。

2019年12月31日商务部发布《外商投资信息报告办法》，规定商务主管部门对外商投资企业信息报告情况进行信用监管，违反信息报告义务的可能受到商务主管部门行政处罚，在外商投资信息报告系统公示平台上公示，并按照国家有关规定纳入信用信息系统，相关情况还会与市场监管、外汇、海关、税务等有关部门共享。这可能是外商投资领域全面建立市场主体信用记录的阶段性措施。

## 二、信用分级分类监管的整体推进

目前中国已经在部分领域实现了信用分级分类管理，如税务机关会对纳税人进行纳税信用评价，分别评为A、B、C、D四级，按照守信激励、失信惩戒的原则，对不同信用级别的纳税人实施分类服务和管理。

这一分级方式，可能被运用到对市场主体信用综合评价上。在信用分级建立完成的情况下，信用等级较低的企业将会较以往受到执法机关更强的监管，即是说，执法机关未来可能以信用综合评价结果等为依据，根据信用等级高低采取差异化的监管措施。如将“双随机、一公开”监管<sup>2</sup>与信用等级相结合，对信用较好、风险较低的市场主体，合理降低抽查比例和频次，减少对正常生产经营的影响；对信用风险一般的市场主体，按常规比例和频次抽查；对违法失信、风险较高的市场主体，适当提高抽查比例和频次，依法依规实行严管和惩戒等。

## 三、失信联合惩戒的立体铺开

未来执法机关对列入失信联合惩戒对象名单的失信人的惩戒会趋于严厉。从空间上看，若统一的信用记录得以建立，将可能对失信人在不同地区、不同行业、不同领域的行为进行限制。同时，作为

欠陥が生じる要因の一つとなってしまう。企業信用ファイルを全面構築することで、信用失墜共同制裁対象名簿への収載と削除が秩序正しく実施され、法執行部門が制裁対象を名簿から削除したにも関わらず、他の部門が依然として共同制裁を実施し続けてしまうようなことを回避することがきる。一方、企業が特定の分野において重大な信用失墜行為があった場合には、当該信用情報についても、速やかに他の法執行機関に把握され、その他の分野においてもすぐに制限を受けることになるおそれがある。

2019年12月31日、商務部は「外商投資情報報告弁法」を公布し、商務主管部門が外商投資企業情報報告状況について信用監督管理を行い、情報報告義務に違反した場合は、商務主管部門から行政処罰を受け、また、それが外商投資情報報告システム公示プラットフォームで公示され、且つ国の関係規定に従い、信用情報システムへ組み入れられる可能性があり、さらに、係る情報は市場監督管理、外貨、税関、税務等の関連部門と共有されることになると定めている。これは、おそらく外商投資分野において企業信用ファイルを全面的に確立するための段階的な措置であろうと思われる。

## 二、信用ランク別の監督管理の全面的推し進め

現在、中国は一部の分野において信用ランク別の管理を実現している。例えば、税務機関は納税者に対し納税信用評価を行い、それぞれをA、B、C、Dという4つのランクに分け、信用遵守を奨励し、信用失墜を制裁という原則に従い、異なる信用ランクごとに納税者に対しランク別のサービス及び管理を実施している。

このランク分け方式は、企業に対する信用総合評価にも運用される可能性がある。信用ランク別制度が確立された前提において、信用ランクの低い企業が法執行機関からこれまでよりも厳しい監督管理を受けるものと考えられる。つまり、将来、法執行機関は信用総合評価の結果等をもとに、信用ランクの高低に従い、それぞれに対し異なる監督管理措置を講じる可能性がある。もしも「二重の無作為抽出検査、抽出検査過程及び処理結果の全過程公開」の監督管理<sup>2</sup>と信用ランクをリンクさせる場合、信用が良く、リスクが低い企業に対しては、抽出検査の比率と頻度を適宜に引き下げ、正常な生産経営への影響が軽減され、信用リスクが普通の企業に対しては、正常な比率と頻度で抽出検査を行い、違法・信用失墜し、リスクの高い企業に対しては、抽出検査の比率と頻度を適宜に引き上げることにより、法律法規に依拠し、厳格な管理及び制裁等を実施することになる可能性がある。

## 三、信用失墜共同制裁の全方位展開

将来、法執行機関は信用失墜共同制裁対象名簿上の信用失墜者に対する制裁はますます厳しくなっていくと思われる。対象者の範囲から見た場合、もしも統一した信用ファイルを構築できた場合、信用失墜者が異なる

<sup>2</sup> 即在监管过程中随机抽取检查对象，随机选派执法检查人员，抽查情况及查处结果及时向社会公开。

<sup>2</sup> つまり、監督管理過程において、検査対象を無作為に抽出し、法執行検査人員を無作為に選出、派遣し、抽出検査の状況及び取締の結果を遅滞なく社会に向けて公開する。

企业失信人的法定代表人或主要负责人、实际控制人，会越来越成为执法机关关注的重点。从时间上看，失信联合惩戒制度会成为一项全面覆盖事前、事中、事后的制度，既能通过市场、行业禁入措施预防失信人新的失信行为的出现，也能在失信人的日常经营活动中加强监管以及时纠正失信行为，还能在事后进行行政处罚以儆效尤。

## ■ 企业的应对

对于企业来说，可以留意以下几个要点：

- 时刻关注与中国社会信用体系相关的进一步发展。中国社会信用体系的建设预计于 2020 年取得阶段性成果，近几个月出台的相关法律法规也预示着国家正在加快步伐以实现预期目标。
- 全面评估行政机关要求、建议提交的企业信息。在行政机关提出信息提供要求时，鉴于目前处于社会信用信息数据库的建设中途，需要考虑所提交的信息对自身信用评价可能造成的影响，把握好提供信息的程度。
- 注意监控自身的商业活动是否持续符合信用评价要求。对于已经实施的评价，如税务、海关等，要关注自身的评价等级，并关注评级标准是否有变更；对于未来可能实施的信用综合评价，在相关规定出台后应尽快展开自查。
- 积极应对联合惩戒措施。虽然目前联合惩戒措施的救济程序不尽完善，但这也为与执法部门的有效沟通留下了空间。企业可以参照已经施行的各部门的联合惩戒对象名单管理办法，争取退出黑名单或免于、减轻联合惩戒。

（里兆律师事务所 2019 年 12 月 18 日编写）

地区、異なる業種、異なる分野で行う行為について制限をかけることが可能になる。また同時に、信用失墜企業の法定代表者又は主要責任者、実質的支配者は、法執行機関が注意を払う重点対象となっていくはずである。時間という視点から見た場合、信用失墜共同制裁制度は、事前、事中、事後を全面網羅する制度になり、市場、業界参入禁止措置を通じて、信用失墜者による新たな信用失墜行為を予防することができるだけでなく、信用失墜者の日常経営活動において信用失墜行為を速やかに是正させるよう監督管理を強化し、さらに、事後において行政処罰に処することができ、一罰百戒の効果が期待される。

## ■ 企業としての対応

企業においては、以下のポイントに留意しておくのがよい。

- 中国社会信用システムに関連する更なる発展について常に確認し見守る。中国社会信用システムの構築は、2020 年に段階的な成果を上げることが見込まれ、ここ数か月間に公表された関連法令からみても、国は然るべき目標を実現させるために作業を加速させていることがわかる。
- 行政機関から提出を求められ、又は提出を勧められた企業情報に対し、全面的に評価を行う。現在、社会信用情報のデータベースが構築されている段階であり、行政機関から情報提供が求められた場合、提出した情報により、自社の信用評価にもたらし得る影響を考慮し、情報を提供する際のさじ加減を掌握しておかなければならない。
- 自社のビジネス活動が常に信用評価の要求を満たしているかどうかには注意を払い、モニタリングする。実施済みの評価（例えば、税務、税関等）については、自社の評価レベル及び評価基準の変更の有無について注意を払う必要がある。将来、実行される可能性のある信用総合評価については、係る規定が公布された後、速やかに自己点検を実施しておく必要がある。
- 共同制裁措置に積極的に対応する。現時点では共同制裁措置の救济手続きは完全には完備していないが、その分、法令執行部門に働きかけを行う余地が残されている。企業はすでに実行している各部門の共同制裁対象名簿管理弁法に倣いラックリストからの削除、又は共同制裁の免除もしくは軽減を勝ち取るよう尽力したい。

（里兆法律事務所が 2019 年 12 月 18 日付で作成）